

告示

埼玉県告示第四百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス桶川朝日店

埼玉県桶川市朝日一丁目十三番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音・振動等の公害について、関係法令の規制・基準等を遵守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮してください。
- (2) 屋外照明等を設置する場合、近隣住民の生活環境に影響がないよう照明の配置や方向、強さ等に配慮してください。
- (3) 搬入業者等にもアイドリングストップの徹底をするように措置を図ってください。
- (4) 近隣住民から生活環境に関する苦情が発生した場合、適切な対応をお願いします。
- (5) 放課後、近くの公園に遊びに行く児童がいるため、配慮をお願いします。
- (6) 工事日程等が決まり次第、速やかに朝日小学校へ通知してください。
- (7) 工事車両等が通行する際は、児童の安全確保を最優先するよう配慮をお願いします。
- (8) 利用者に対して来退店ルートのお知らせを徹底するよう、配慮をお願いします。

二 縦覧期間

令和六年四月二十六日から令和六年五月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター